

三輪駐在所だより

令和8年9月発行

那珂川警察署三輪駐在所
0287-96-3683

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について 9月21日(月)～9月30日(水)までの10日間

◎運動の重点

①歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

○歩行者も横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うなどの交通ルールを守るとともに、運転手に対して手をあげて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。

○歩きスマホは危険ですのでやめましょう。

○9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になります。

②夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

○運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。

○「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。

③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進

○16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。

「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。

○全国では、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。(努力義務)



JIA共済・熊本県警・宇都宮アート＆スポーツ専門学校

～マナーアップ！あなたが主役です～

令和8年熊本地震に便乗した悪質事犯に注意！



とちまるくん©熊本県

被災に関連し

○公的機関や災害支援団体等を騙り、義援金の募集を名目に現金、電子マネー、暗号資産等をだましとる詐欺
○被災者の身内や友人等を装い、困窮を理由に総金を求める詐欺

○警察官を装い、震災に関連した理由により送金を求める詐欺などがあります。

これら以外の事犯についても「怪しい」と思ったらぜひ相談してください。